

総行安第36号
令和5年7月12日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公務員の公務災害に係る給付情報に関するマイナンバー情報連携の実態調査について

今般、6月21日のマイナンバー情報総点検本部における「基本的な進め方」(参考)を踏まえ、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、マイナンバー情報連携に係る実態を把握するとともに、紐付けが正確に行われているか確認を行うこととなりました。

つきましては、地方公務員の公務災害に係る給付情報に関するマイナンバー情報連携について、貴基金各支部における事務処理の実情を把握させていただきたいので、下記のとおり回答いただくよう、よろしくお願いいたします。

貴基金本部におかれましては、この旨を貴基金各支部に周知していただくとともに、各支部の回答をとりまとめて、ご回答をお願いいたします。

記

1. 回答方法及び提出方法について

別添1「マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目」を参照し、別添2「マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート」へご回答いただくよう貴基金支部へご周知ください。

貴基金本部におかれましては、別添3「マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート(基金本部集約用)」に貴基金支部の回答を集約していただき、下記の提出先までご提出をお願いいたします。

2. 提出期限及び提出先について

提出期限：令和5年7月25日(火)17時

提出先メールアドレス：[REDACTED]

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：板垣、森田、高木
電話：03-5253-5560(直通)

【別添 1】マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目

Q1-1【市町村問】当該団体の住民（住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2 以降は上記以外の者（住登外者等）に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、②と回答すること

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民（都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携（※）によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2 以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合に、②と回答すること

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。
- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。

Q3 各種申請において申請者（申請者が家族であることを含む）よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6 へ）

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

- ① 事業主等から提出された場合でも、住基ネットの利用（J-LIS 照会）等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。

- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めている場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。（Q10へ）
- ② ①以外の方法により取得している。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

- ① 住基ネットの利用（J-LIS照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と一致（※）している場合に限る。以下同じ。）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

（※）住所表記のゆれ（例：5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3）は一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。（Q9へ）

Q7-3 【Q7-2において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

Q7-4 【Q7-3において①と回答した場合】その情報はどれか。

- ① 氏名・生年月日・住所
- ② ①以外

Q7-5 【Q7-4において②と回答した場合】その情報はどれか。（該当箇所全て選択）

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

① 組織で定めた別途の方法（※）に基づき対応している。

（別途の方法の概要（マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等）を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。）

② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。（Q9 へ）

③ 紐付けを行わない。（Q9 へ）

（※）「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全てにより特定

例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

Q8-2 【Q8-1 において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている（特定できなかった場合については紐付けしていない）。

② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

① 複数職員で確認している。

② ①以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。

③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。

④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

① 事例はない。

② 事例はある。原因も特定されており、改善されている（概要を添付してください。）。

③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない（概要を添付してください。）。

④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない（概要を添付してください。）。

総行安第37号
令和5年7月12日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い） } 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員の公務災害に係る給付情報に関するマイナンバー情報連携の
実態調査について（協力依頼）

平素より、地方公務員の公務災害補償業務の円滑な推進にご尽力いただいております。心から感謝申し上げます。

今般、6月21日のマイナンバー情報総点検本部における「基本的な進め方」（参考）を踏まえ、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、マイナンバー情報連携に係る実態を把握するとともに、紐付けが正確に行われているか確認を行うこととなりました。

これを踏まえ、総務省から地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に対して、別添のとおり、地方公務員の公務災害に係る給付情報に関するマイナンバー情報連携の実態調査を依頼したところです。

つきましては、貴職におかれましても、上記の趣旨を鑑み、基金における実態調査についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：板垣、森田、高木
電話：03-5253-5560（直通）